

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化

提案団体

埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。  
また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

偶数年の12月31日現在、就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、保健師助産師看護師法・歯科衛生士法及び歯科技工士法各法の施行規則で定められた「業務従事者届」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。

「業務従事者届」を受理した都道府県は、国からの統計法に基づく依頼に応じて、その内容を衛生行政報告例として定められた様式にあわせて集計して、国へ提出する必要がある。

【支障事例】

限られた人員及び提出期限の中で、約10万件もの「業務従事者届」の印刷・配布、また、約76,000件の同届出の回収及び内容確認(対象者への電話連絡等)、集計作業を実施しなければならず、担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。

また、人の手で内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。

【制度改正の必要性】

令和3年1月に厚労省にて公表された「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用に関する検討会」報告書において、マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届(業務従事者届)等の情報の突合による人材活用の手法について検討されている。その中で、現状、就業状況(業務従事者届)等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定されているが、届出情報のデジタル化等今後の在り方については別途検討とされており、当県が求める措置について具体的に明示されていないため、改めて求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在実施している「業務従事者届」の印刷及び配布、回収、集計作業等に係る事務の軽減・効率化が期待される。

また、対象者が就労している場合には、各保健所が届出内容を確認したくとも、対象者の勤務時間の都合等、時間の制約が生じていたが、本提案が実現することでそれらの時間制約がなくなることも期待される。

また、届出対象者においても届出の作成が容易になり、かつ返送等の負担軽減に繋がることが期待される。

## 根拠法令等

保健師助産師看護師法第33条及び同法施行規則第33条、歯科衛生士法第6条及び同法施行規則第9条、歯科技工士法第6条及び同法施行規則第5条 など

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉県、横須賀市、茅ヶ崎市、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、倉敷市、高松市、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

○業務従事者届の印刷、回収、提出の催促等、本業務で必要とされる事務について、調査票（業務従事者届）の印刷数は100,000枚におよび、配布先は約7,500件、回収枚数は約37,000枚にのぼることから、業者への委託を行うことにより事務の負担軽減を図っているものの、業者への多額の委託経費が調査の都度発生するとともに、取りまとめ後の内容確認作業や衛生行政報告例の報告事務等、人員が限られている中で依然として職員の負担は大きい。届出情報を全国一律によるオンライン化することにより、調査票（業務従事者届）の配布や回収、集計作業等の事務の負担やコスト削減につながることはもとより、提出者である就業者本人及び取りまとめを行う就業先の負担も大きく軽減される。また、オンライン化により提出が容易になることから、未提出者の減少が想定され、より精度の高い結果が期待でき、効果的な施策につなげることができるため、制度改正を強く求める。

○当保健所では、約600施設への届出票の配布業務及び、約3,000件の届出内容の確認、集計作業を担当者1～2名で行っており、事務負担が非常に大きい。紙による届出のため、記載漏れ等が頻出しており、電子化することにより、担当者の記載確認の時間短縮が期待される。また、紙で提出された届出項目を担当者が手入力し集計を行うため、作業が煩雑であることに加え、入力ミス等統計業務の正確性を損なう恐れがある。

○当県においても届出内容の不備が非常に多く、各保健所での確認作業および担当課での最終確認、集計作業等に多大な労力と時間を費やしている。届出表のデータ入力は外部委託しているものの、その後の衛生行政報告例として報告する際の不備データの処理に時日を要している。当県では、令和2年度調査より、独自に電子申請を導入し、事務の簡素化を図ったが、電子申請実施割合は3割程度にとどまり、期待したほどの事務負担軽減とはならなかった。マイナンバー制度が活用され、免許保有者および業務従事者数の把握が可能となれば、従事者からの届出の必要もなく把握が可能となることから、保健所や担当課での事務負担の軽減が期待できる。まずは、マイナンバー制度の利活用についての検討内容等を示し、今後、地方自治体の意見も反映したうえで、制度を構築されるよう求めたい。

○当県においても、限られた人員で膨大な件数を処理するため、届出の回収及び集計作業にかかる事務負担が非常に大きい。また、提出時にエラーチェックができる電子データとは違い、紙による届出は記入漏れやミスが多いことから、内容の確認作業が負担であるだけでなく、統計調査の正確性が損なわれるおそれがある。

○当市においても、調査対象者数が多く、調査票の発送及び回答後の確認作業等の事務負担が非常に大きい。（歯科衛生士、歯科技工士、保健師助産師看護師の従事者届出数 発送2,637施設 回答7,158件）

○業務自体を委託している自治体も多く、経費がかかっている。当市においては会計年度任用職員を採用しているため、2年に1回職場環境を整える等、人件費や業務負担が生じている。

○非正規職員にも調査票を配布しているが、ダブルワークの方は他の職場に提出する場合もあるため、個別に確認が必要になる。職場内で確実に回収するのに時間がかかる。調査票への自筆回答では、回答漏れなどが想定されるが、個人情報のため、職場内では確認を行っていない。正確な調査ができているのか、疑問に感じる。資格についての回答は、通常変更が少ないため、毎回同じ回答を記入している。簡略化・登録化を希望したい。マイナンバー制度を活用したオンライン回答の導入を望む。

○電子システムを導入している都道府県もあるが、個別システムより、全国一律のシステム管理とし、データ集約をすることが統計の精度が上がると考え、制度改正が必要である。

○令和2年度の実施時はコロナ禍の中、業務多忙な保健所において届出の配付及び集計作業を行った。今後も新興感染症や災害等で保健所の人員では対応できない状況が予想される。また、現在紙面による提出のみとなっているが、必須項目を空欄のまま提出する事例が散見されるため、内容確認に時間を要している。届出のオンライン化により、集計作業の軽減化及び必須項目の入力漏れの対応が可能と考える。

○看護職の就業先は多岐に渡り、届出実施の周知、用紙の配付には苦慮しているところである。また、年々看護職員数は増加しており、集計作業の期間としての1月15日の届出期限から衛生行政報告例報告期限の2月末まででは短すぎ、事務負担が大きい。

○約4万件の届出用紙の配布、回収、集計作業だけでなく、不備、未記入に対する電話や書面郵送による確認作業等の必要があり、限られた人員を総動員しても担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。3師調査と異なり、提出先が都道府県と定められていることから、政令指定都市内の従事者分は全て本庁担当課で対応す

ることになっている。また、集計作業は紙の届出用紙を手作業で入力していることから、ミスが発生し統計の正確性が損なわれる恐れがある。  
○短期間、少人数で約 33,000 件の届出用紙の印刷・配布・回収・内容確認・集計作業等を実施しなければならず、担当課及び保健所の負担が非常に大きい。

#### 各府省からの第 1 次回答

看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、可能なものから業務従事者届のオンライン化やデジタル化をすることや、それに伴う都道府県における事務の省力化について検討してまいりたい。  
なお、看護師等の資格管理情報デジタル化については、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある」ことや、「資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない」ことから、「2023 年度(令和 5 年度)までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024 年度(令和 6 年度)にデジタル化を開始することとされており、これによって、「正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施できるようになる」とされている。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

看護師等の資格管理情報のデジタル化が実現しても、業務従事者届に関する一律のオンライン化が実現しなければ、看護師等は従来どおり紙で提出せざるを得ず、届出をする当事者や関係機関への負担軽減、それに伴う医療従事者勤務環境の改善、患者へのサービスの向上には繋がらないと考える。  
そのため、業務従事者届のオンライン化の検討・実施に関する具体的な計画を策定・開示していただきたい。  
また、業務従事者届のオンライン化に伴い、都道府県における事務の省力化について御検討いただけるとのことだが、具体的な方法として、オンライン化により取得されたデータから、衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組みの構築により、求める措置の記載のとおり、都道府県における集計作業を廃止いただきたい。  
(同じく当県から提出している調理師業務従事者届制度に関する提案については、貴省からの第一次回答で、オンライン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組み等を検討する旨を御回答いただいております。同様の措置を求めるものである。)  
なお、「看護師等の資格管理情報デジタル化については、(中略)2024 年度(令和 6 年度)にデジタル化を開始することとされているが、令和 4 年度に実施される業務従事者届の提出及び衛生行政報告例における届出の提出・集計・報告に関しては資格情報管理システムの構築に先んじてオンライン化が実現できるよう検討していただきたい。  
具体的には各資格での免許番号に基づいてオンラインでの届出提出を求めることで、管理システム構築後に、各届出者の情報統合が比較的容易にできると思料する。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 2 次回答

看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、可能なものから業務従事者届のオンライン化やデジタル化をすることや、それに伴う都道府県における事務の省力化について検討してまいりたい。  
衛生行政報告例については、業務従事者届のオンライン化やデジタル化を実施することとなった場合は、オンライン化やデジタル化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組み等を検討してまいりたい。  
なお、看護師等の資格管理情報デジタル化については、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある」ことや、「資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない」ことから、「2023 年度(令和 5 年度)までに、共同利用できる資格管理システムの開

発・構築を行い、2024年度(令和6年度)にデジタル化を開始する」とされており、これによって、「正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施できるようになる」とされている。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【厚生労働省】

(16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168)保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。